

我が国における不正会計の 傾向と分析(3)

—2004年～2013年における不正な財務報告—

Trend and Analysis of Accounting Fraud in Japan (3)

—Fraudulent Financial Reporting: 2004-2013—

一ノ宮 士郎

Shiro Ichinomiya

専修大学経営学部

School of Business Administration, Senshu University

■キーワード

不正会計, 粉飾決算

■要約

2004年から2013年にかけて発生した我が国の不正会計事例における定量的属性や不正手法を分析するのが本稿の目的である。不正の多くは、業種で見た場合、IT業界等の非製造業、また株式公開市場では、東証一部と新興市場で発生していた。不正手法に関しては、売上と仕入の操作例が多かった。貸借対照表における棚卸資産・売上債権・買入債務が同様な傾向にあった。売上操作や架空循環取引は特定業種や市場に限定されないことも明らかとなった。一方売上操作との属性を検討した結果、強い相関関係を示す属性は見いだせなかったが、架空利益金額との相関や監査人との関連性で興味深い結果が得られた。

■Key Words

Accounting Fraud, Window Dressing

■Abstract

The purpose of this paper is to analyze quantitative attributes and fraudulent methods of accounting fraud cases which occurred from 2004 to 2013 in Japan. Many frauds occurred in non-manufacturing industries such as the IT industry, when looking at industries, and we found them in both the first section of the Tokyo Stock Exchange and emerging markets. Regarding fraudulent methods, there were many manipulations of sales and purchasing operations. Inventory, accounts receivable, and accounts payable on the balance sheet had a similar trend. It is also clear that sales manipulations and false circular transactions are not limited to specific industries and markets. On the other hand, as a result of examining the attribute with sales manipulation, we could not find any attributes showing a strong correlation, but interesting results were obtained on the correlation with the profit amount and the relation with the auditor.

受付日 2018年3月16日

受理日 2018年5月15日

Received 16 March 2018

Accepted 15 May 2018

1 はじめに

かつて我が国で超優良企業の代名詞のような存在であった東芝が揺れ続けている。企業の存続すら危ぶまれていた。このような事態が来ることを一体誰が想像できたであろうか。名門カネボウの例を引くまでもなく、不正会計が発覚した場合のインパクトは計り知れないものがある。不正会計がどのくらい存在していたのか、また存在しているのか、さらに今後どのくらい発生し得るのか。これらの問いに答えるのは大変困難である。恐らく誰も答えることができない問いであろう。しかし、手をこまねている訳にもいかない。

不正会計を防止したり抑制したりする試みは、従来からいろいろ試みられてきたものの、不正を行おうとする人間は、このような抑制策をかいくぐる手法を見いだして、新たな不正を実践してきた歴史が会計には見られる¹⁾。

であるからこそ、我々は過去の事例を虚心坦懐に分析した上で、財務面・非財務面にわたり不正会計の可能性を疑わせる様々な兆候を見いだして、不正を事前に出来得る限り発見できるような体制を構築することが重要となる。そのためにも、不正会計の諸事例に共通する特徴等を明らかにすることの意義と必要性が認められる。

我が国における過去10年間（2004年～2013年）における不正会計について、傾向分析の観点から、「我が国における不正会計の傾向と分析（1）」（一ノ宮，2016）では、2004年～2008年までの前半5年間における不正会計事例を検討し、前稿の「我が国における不正会計の傾向と分析（2）」（一ノ宮，2017）では、残りの後半2009～2013年までの5年間における不正会計事例について検討してきた。

但し、一ノ宮（2016，2017）では、主に事例研究を採用して定性的な分析を試みてきたに過ぎなかった。この点は、従来の我が国の先行研究と大差ない（例えば、吉見，1999；井端，2016）。本

稿は、紙幅の関係はあるものの、過去10年間（2004年～2013年）に発覚した不正会計事例の中でも、不正手法とりわけ問題視されてきた売上操作に焦点を当てて、事例研究主体の先行研究を補完する実証研究を試みた。

本稿の構成は次の通りである。まず不正事例の基本的属性として、不正事例が発生した業種と市場区分を明らかにする。その後、いろいろな不正手法が過去実践されてきているが、不正手法の中でも架空循環取引に代表される売上操作に焦点を当てて、財務諸表の勘定科目レベルで整理検討し、統計的分析等も加えた上で結論としてまとめる。

2 不正会計事例の属性

2-1 業種及び市場分布の観点

不正会計が発覚した企業の属する業種には何らかの傾向・特徴が認められるのであろうか。図表1に各社の属する業種を整理した。

図表1 不正会計事例の業種分布

業種	構成比 (%)	業種	構成比 (%)
卸売	17	その他製造	3
情報通信	16	運輸	3
サービス	12	食品	2
小売	9	繊維	2
電気機器	8	金融	2
機械	7	化学	1
建設	6	輸送機器	1
不動産	3	その他	8
		合計	100

（出所）筆者作成。

図表2 不正会計事例の市場分布

市場	件数 (件)	構成比 (%)
東証一部	79	38.0
東証二部	18	8.7
地方	25	12.0
新興	86	41.3
合計	208	100.0

（出所）筆者作成。

不正会計事例の分布は、業種的に見れば製造業に比べて非製造業に多い。特に、卸売業、情報通信業（IT業界）、サービス業の3業種だけで全体の45%を占めている。比較的これらの業種には新興企業が多いことも一因かと推測される。従って、企業評価を開始するに際しては、これらの業種に企業が属するかどうかについて、まず社歴と併せ注意が必要なることを示唆している²⁾。

次に、株式公開市場の分布を見てみよう。印象的には新興市場が浮かび上がるが、不正会計事例の発生は、その企業が上場している市場により特徴があるのであろうか。図表2から明らかのように、過去10年間における不正事例の8割は東証一部と新興市場に上場している企業で発生している。印象通りに新興市場上場企業において不正事例が発覚している点は、前述した業種特性で指摘した点とも平仄が合う。

一方、件数でみる限り、東証一部は新興市場に比べ、企業の規模や社歴等に格差があるものの、不正会計という点では、両者に大差がないことも示している。外部利害関係者としては、東証一部上場の老舗であろうが有名大企業であろうが、不正会計の潜在的危険性は新興企業より少ない訳ではないことも肝に銘じておくべきであろう。

ところで、過去10年間（2004年～2013年）における不正会計事例で確認された際立った傾向に関しては、一ノ宮（2016, 2017）で次のように整理した。すなわち、①売上取引に係る不正の継続的発覚、②架空循環取引（必ずしも売上取引に限定されない）の頻発、③内外子会社における不正増加、④同一企業において確認された反復的不正、⑤新興企業や老舗あるいは大企業を問わない不正企業の多様化という5項目である。

本来であれば、これらの諸点全てについて言及すべきであるが、注目度も高いことを踏まえ、本稿では①と②を取り上げ、不正手法という観点から具体的なデータを示し、外部利害関係者が企業評価を行う際に留意すべき点を検討したい。

2-2 不正手法の観点

不正手法に関しては、いかなる勘定科目が操作対象となったのかという点から分析してみた。図表3は、一ノ宮（2016, 2017）で検討してきた過去10年間（2004年～2013年）における不正会計事例のサンプルから抽出された損益計算書で操作された主な勘定科目を整理したものである。

売上（営業収益・工事収益を含む）と仕入（売上原価・工事原価を含む）が、全体の8割を占めている。営業費用（販売費及び一般管理費）がそれに続き、約1割強となっている。売上や仕入が不正の対象となった勘定科目の大宗を占めている点は、先行研究で指摘されていたことと異なることはない³⁾。特に売上を操作する件数が過半数を超えている点は、我が国に売上取引に関する会計基準が存在していなかったことも影響していると考えられる（一ノ宮, 2003）。このため売上取引の会計基準の不存在は従来から問題視され⁴⁾、早期の会計基準策定の必要性が主張されていたが、国際財務報告基準（IFRS）第15号の制定に併せて、我が国でも今年中に企業会計基準として導入される見込みとなっている。同基準が、企業業績に及ぼす影響だけでなく、不正会計への抑止にどのような効果を発揮するのかも今後注視しておく必要があるであろう。

このように売上に係る不正会計は多いが、時系列で見た場合、売上操作と不正開始時期等で何らかの関連性を認めることができるであろうか。図

図表3 損益計算書における不正対象となった主な勘定科目

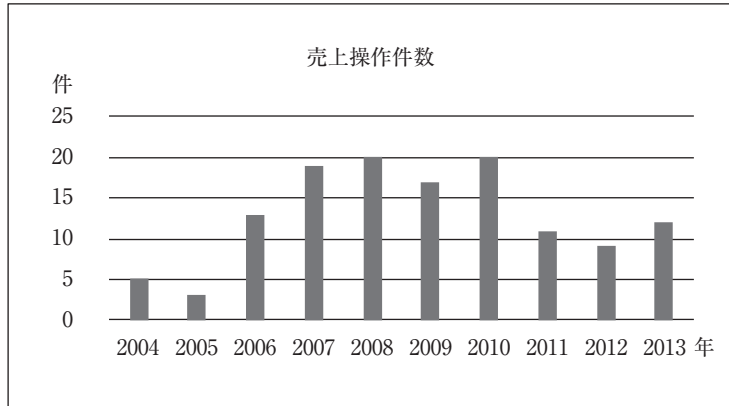
勘定科目	件数 (件)	構成比 (%)
売上 (営業収益)	129	52.0
仕入 (売上原価)	75	30.2
営業費用 (販売費一般管理費)	29	11.7
減損損失	7	2.8
固定資産売却・評価損益	6	2.4
連結除外	2	0.8
合計	248	100.0

(注) 複数科目操作例もあり、発覚件数と一致しない。
端数処理のため構成比合計は100にならない。

(出所) 筆者作成。

図表 4 売上操作件数の推移 (2004年～2013年)

年	発覚件数
2004	5
2005	3
2006	13
2007	19
2008	20
2009	17
2010	20
2011	11
2012	9
2013	12
合計	129



(出所) 筆者作成。

図表 5 架空循環取引件数の推移 (2004年～2013年)

年	発覚件数
2004	2
2005	0
2006	3
2007	6
2008	9
2009	3
2010	9
2011	5
2012	1
2013	5
合計	43



(出所) 筆者作成。

表 4 が過去 10 年間に於いて発覚した売上操作事例を、発覚年度別にプロットしたものである。発覚年度としては、リーマンショックを挟み、2007 年～2010 年にかけて件数の多いことが分かる。その後は売上操作の発覚件数はやや沈静化の兆しを見せている。

但し、2007 年～2010 年に売上操作事例が突然急増した訳では決してなく、不正開始の推定時期が 2004 年以前であることが多いことを踏まえれば、IT 企業における架空循環取引を利用した不正が顕在化したことを契機として、外部監査が厳格化したことを反映したため⁵⁾、同時期に集中して不正が発覚したような様相を見せていると言えなくもない。このように、不正事例を発覚時期別

で単純にプロットした場合、特定の年度や時期に集中して事例が発覚したような現象が見られる。しかし、各不正事例の開始時期まで遡って分析を加えれば、例えば不正手法は不正の発生時期と関連があるようなこともあり、監査環境等も含め総合的に不正発覚時期を解釈する注意が必要と思われる。

ところで売上取引に係る不正にも様々な手法が存在しているが、加ト吉等で判明した架空循環取引の存在は無視し得ないものがある。売上操作件数の内、本稿のサンプルで見える限り、架空循環取引を利用した不正事例が約 3 割を占めていることが分かった。そこで前述した売上操作件数の中から、過去 10 年間の架空循環取引事例だけを時系

列で抽出しプロットしてみたものが図表5である。

不正発覚ベースのため特徴的な傾向は必ずしも指摘できないものの、売上操作が発覚したピーク年である2008年と2010年において、それぞれ半数を架空循環取引事例が占めている点が目を引く。但し、日本公認会計士協会が会員に架空循環取引に対する注意喚起をかなり徹底したことも影響していると推測されるが、売上操作は発覚するも、2010年以降架空循環取引の発覚は減少傾向にあるようである⁶⁾。

参考までに、貸借対照表において操作された勘定科目も図表6に整理しておく。売上や仕入（売上原価等）が多く操作されていることを反映して、貸借対照表においても棚卸資産あるいは売上債権・買入債務が不正対象の勘定科目の上位を占めている。それ以外に目を引く勘定科目としては、のれんに代表されるような無形固定資産やソフトウェアが比較的多く操作対象になっている点である。かつての我が国での不正事例とはやや異なる傾向とも言えるかもしれない⁷⁾。これは、昨今の国内外におけるM&Aの活発化や新興IT企業の株式公開化等といった従来と異なる企業環境の変化を反映したものであろう。

また操作された勘定科目を踏まえれば、不正会計を実証的に分析する場合に使用されることが多い会計発生高（accruals）について注目したい。会計発生高は、営業キャッシュ・フローと合算することで当期純利益を構成する要素となる。不正会計で特に検証されるのは、会計発生高の内の裁量的会計発生高（discretionary accruals）とされている。この裁量的会計発生高を操作することにより、利益操作が可能であることによる。但し、裁量的会計発生高は外部から伺えない部分のため、先行研究ではJonesモデルをはじめ様々な手法により統計的推計がなされているのが通例である⁸⁾。その推計手法については、理論的根拠が必ずしもある訳ではないとの批判も一方でなされている。

たとえ限られたサンプルに基づく本稿で得た結

図表6 貸借対照表における不正対象の勘定科目

勘定科目	件数（件）	構成比（%）
棚卸資産	52	22.8
売上債権	46	20.2
引当金	19	8.3
買入債務	16	7.0
無形固定資産・ソフトウェア	14	6.1
有形固定資産	11	4.8
前払金・前受金・前渡金	11	4.8
未収金・未払金	9	3.9
貸付金	8	3.5
有価証券・出資金	7	3.1
未成工事支出金	6	2.6
現預金	6	2.6
仮払金・預り金	6	2.6
簿外債務	6	2.6
のれん	6	2.6
繰延税金資産	3	1.3
借入金	2	0.9
合計	228	100.0

（注）端数処理のため構成比合計は100にならない。
（出所）筆者作成。

果ではあるものの、不正会計の手法で操作されているのは、前述のように売上高、棚卸資産、売上債権、買入債務さらに引当金のような勘定科目であることが認められ、裁量的会計発生高の推計モデルで採用される主な説明変数と整合的であることから、本稿の結果は推計モデルの実証的妥当性を裏付ける証拠の一つとも言えるであろう。

3 不正手法についての追加的検証

売上高を操作する不正が多く見られること、特に循環取引を悪用した売上操作が顕著であることについては、一ノ宮（2005）等でも指摘されてきたところである。例えば、売上操作はビジネスモデル等をはじめ業界特有の慣行もありIT業界では比較的散見されると言われている。監査の困難性等から架空循環取引もIT業界に結び付けられて議論されることも多い。また新興市場の新規上場企業でも同様な議論がなされている。この点については、既に指摘したように、監査リスクとの

図表7 独立性の検定結果（売上操作と業種・市場との関連性）

	製造業	非製造業	計
売上操作	42	87	129
非売上操作	21	54	75
計	63	141	204

$\chi^2 = 0.462$
 $p = 0.497$

	東証一部	新興	計
売上操作	53	50	103
非売上操作	26	36	62
計	79	86	165

$\chi^2 = 1.406$
 $p = 0.236$

(注) サンプルからは、金融を除いている。
 (出所) 筆者作成。

兼ね合いで、日本公認会計士協会が監査人に注意を喚起していることから明らかである。

我が国の粉飾決算研究をレビューした一ノ宮(2018)でも指摘したように、不正会計に関する先行研究は多く発表されているものの、実証的検証がやや不足気味であった。そこで、不正手法の追加検証として、売上操作と業種や市場属性との関連性等を統計的に検証してみたい。検証すべき仮説として、以下の2つを設定した。

帰無仮説 H_0 ：売上操作と業種あるいは公開市場（東証一部・新興）の種類には関係がない。

対立仮説 H_1 ：売上操作と業種あるいは公開市場（東証一部・新興）の種類には関係がある。

仮説を検証するため、全てのサンプルを2つの属性（業種・公開市場）でグルーピングし、売上操作の利用がそれぞれの属性と関連しているのか否かについて、独立性検定（カイ二乗検定）を実施した。その検定結果を図表7に整理した。

業種や公開市場の違いと不正手法としての売上操作の利用については、統計的に有意な差（5%水準）が認められず、帰無仮説 H_0 を棄却できなかった。非製造業をさらに絞り、IT業界に限定して検定した結果も同様であった。従って、本稿のサンプルに依拠する限り、売上操作は特定の業種（例えば、IT業界）や新興市場に特有な事象であると必ずしも限定して考えるべきではないことになる。つまり、いずれの業種・市場であろうとも、不正手法としての売上操作が行われる危険性は否定すべきではないことが示唆される。

但し、売上操作と業種分類の関連性には統計的

図表8 業種別売上操作の状況

業種	件数	業種	件数
卸売	25	その他製造	6
情報通信	24	運輸	4
サービス	14	食品	3
小売	5	繊維	4
電気機器	13	化学	2
機械	12	輸送機器	2
建設	7	その他	3
不動産	5		
		合計	129

(出所) 筆者作成。

関連性は認められなかったものの、売上操作が行われやすい業種は存在しているようにも見受けられることから、参考までに図表1と同様の分類で整理してみた（図表8）。

加えて、売上操作については、既に指摘した循環取引利用による売上の嵩上げや架空売上も数多く確認されている。循環取引による不正は多く指摘されてきたが（例えば、井端，2016）前述したように実証的証拠は少ない。そこで、売上操作を行ったサンプルを2つの属性（業種・公開市場）で分類し、循環取引利用がこれらの属性と関連しているのかも検証するため、独立性検定（カイ二乗検定）を実施した（図表9）。

検証すべき仮説は、以下の通りである。

帰無仮説 H_0 ：循環取引と業種あるいは公開市場（東証一部・新興）の種類には関係がない。

対立仮説 H_1 ：循環取引と業種あるいは公開市場（東証一部・新興）の種類には関係がある。

売上操作との関連性と同様、業種あるいは公開

図表 9 独立性の検定結果 (循環取引と業種・市場の関連性)

	製造業	非製造業	計
循環取引	13	30	43
非循環取引	29	57	86
計	42	87	129

$$\chi^2 = 0.159$$

$$p = 0.690$$

	東証一部	新興	計
循環取引	14	17	31
非循環取引	39	33	72
計	53	50	103

$$\chi^2 = 0.703$$

$$p = 0.402$$

(注) サンプルからは、金融を除いている。
(出所) 筆者作成。

市場と循環取引利用の間についても、統計的有意差 (5% 水準) は認められず、よって帰無仮説 H_0 は棄却できず、本稿のサンプルからは関連性があると言えないことが分かった。特定の業界や新興企業が上場以前から循環取引を利用して売上高を嵩上げしているような印象が強かったものの、かかる直観的認識は意外であるが単なる先入観に過ぎなかったことになる。

それでは、不正手法の代表とも言える売上操作に関連する属性には一体何があるのでしょうか。これが次の検証すべき論点となる。図表 10 は、売上操作と関連する可能性がある属性 (業種区分、市場区分、不正開始年度、監査人区分、利益操作金額、総資産) との相関関係をまとめたものである。少なくとも相関係数を見る限り、売上操

作と業種区分 (大分類) との間には統計的有意性が認められなかった点は前述した通りであるほか、市場区分にも同様な結果が確認できた。加えて利益金額の過大さや企業規模の大きさも、売上操作という不正手法の選択には直結していないことも意外な発見事項であった。

これに対して本稿のサンプルからは、符号条件で見る限り、売上操作と過大計上された利益金額に正の相関関係が認められた点は予想通りで興味深い。利益金額については、他の手法に比べて、売上操作を通じた場合の方が過大に計上しやすいということである。

さらに興味深い点は、監査人ダミーの符号が負であり、大手以外の監査法人 (個人を含む) の監査を受けている場合よりも、大手監査法人の監査

図表 10 相関係数 (N=204)

	indus	mc	sales	before	audit	begin	lem	lasset
indus	1							
mc	-.181** .009	1						
sales	.048 .499	-.098 .165	1					
before	.075 .294	-.181* .011	.061 .392	1				
audit	-.002 .982	-.338** .000	-.034 .628	.068 .341	1			
begin	-.039 .589	.196** .006	-.048 .503	-.809** .000	-.081 .260	1		
lem	.188* .015	-.193* .012	.027 .723	.231** .002	.037 .631	-.268** .000	1	
lasset	.198** .005	-.666** .000	-.017 .809	.275** .000	.362** .000	-.289** .000	.427** .000	1

(注) indus: 業種区分 (製造・非製造), mc: 市場区分, sales: 売上操作ダミー (有=1)
before: 操作開始ダミー (2004 年前=1), audit: 監査人ダミー (大手法人=1)
begin: 操作開始年, lem: 過大計上利益 (対数), lasset: 総資産 (対数)
上段: 相関係数, 下段: p 値, 有意水準: ** 1%, * 5%

(出所) 筆者作成。

を受けている企業の方が、売上操作は抑制されている傾向が認められたところである⁹⁾。売上操作は巧妙に仕組まれていることが多く、さらなる検証は必要であろうが、大規模監査法人の方が監査の過程において不正に気付く可能性が高いことを示唆していると解釈することも可能かもしれない。

定性的研究が多いという特徴を持つ我が国の先行研究を踏まえ（一ノ宮，2018），不正を行う企業の属性や特徴について，独立性の検定や相関分析も試みた。必ずしも満足の行く結論を得た訳ではないが，売上操作に関するいくつかの発見事項が認められ，実証的証拠を示した点で先行研究への貢献と言えよう。なお，売上操作と各属性との相関係数は強い相関を示しているのではないことから，本稿で取り上げた属性以外にも売上操作と関連性を持つ属性が存在している可能性がある。今後さらに検討すべき残された問題である。

4 | まとめ

本稿は、「我が国における不正会計の傾向と分析（1）及び（2）」（一ノ宮，2016，2017）において検討してきた過去10年間（2004年～2013年）における不正会計事例について，その定量的特徴や傾向を整理した上で，特に話題となることも数多い不正手法を掘り下げて分析を行ってきた。

定量的観点から不正事例の特徴や傾向を整理すれば，以下のような点が明らかになった。

不正事例が発生した業種を見た場合，卸売業・情報通信業（IT業界）・サービス業を中心とした非製造業において不正発覚例が多かった。また市

場で見えた場合，不正事例の大宗は東証一部と新興市場の上場企業で発生していたことも明らかとなった。改めて言うまでもないが，企業評価をする外部利害関係者の視点として，評価企業の属する業界と株式公開市場の種別を識別する意義が再確認できた。

不正手法に関して，本稿では操作対象となった損益計算書と貸借対照表レベルでの勘定科目に焦点を当て検討した。損益計算書では，売上と仕入（売上原価・工事原価を含む）という2つの勘定科目が多く操作されたのに対し，営業費用操作は相対的に劣後していた。

一方，貸借対照表に関しても，売上と仕入の不正の多さを反映し，棚卸資産・売上債権・買入債務が不正対象の勘定科目の上位を占めていた。これらは会計発生高の重要な構成要素であり，裁量的会計発生高の推計を通じた不正検出の意義を裏付けていると言えよう。

さらに，売上操作と業種や市場との関連性等も統計的に検証したところ，本稿のサンプルでは，売上操作は特定業種（IT業界等）や新興市場に限定できないことも明らかとなった。意外であるが架空循環取引の頻発についても，同様の結果であった。

そこで売上操作を惹起させる可能性がある属性の有無を検討した結果，強い相関関係を示す属性は見いだせなかったものの，架空利益金額との相関や監査人との関連で興味深い結果が得られた。売上操作の多さに鑑みれば，サンプルを拡充した上で，売上操作を引き起こす可能性の高い属性の検討が，さらに究明すべき発展的な課題として残されている。

●注

- 1) 不正会計の歴史等については，例えばJones（2011）を参照されたい。
- 2) 紙幅の関係で本稿には詳述できなかったが，一ノ宮（2016，2017）でも指摘したように，不正企業には社歴が若い企業だけでなく，いわゆる老舗企業も少なからず含まれていることから，老舗企業だからと言って

安心することは危険なこともある。

- 3) 不正の対象となった勘定科目として売上（営業収益）が多い点については，例えば一ノ宮（2003，2005）を参照されたい。これは我が国に限ったことではなく，海外でも事情は同じようである。海外各国の不正事例を整理した一ノ宮（2018）の図表1～3が参考となる。

- 4) 会計基準設定の議論については、一ノ宮 (2005,2008) を参照されたい。
- 5) IT 企業における架空循環取引を利用した不正会計が相次いで発覚した結果、日本公認会計士協会は、2011年に会長通牒を発出し、会員に監査での注意を喚起している。
- 6) 架空循環取引が完全になくなった訳ではなく、より巧妙化した結果、水面下に潜り込んでいることも想定される。
- 7) かつての我が国における不正の典型例としては、例えば簿外資産や簿外債務を指摘することが多かった。本稿のサンプルで見ても、簿外債務は相対的にウェイトが低くなっているようである。
- 8) 推計モデルでは、売上高や運転資本等が説明変数に採用されることが多い。説明変数については、例えば一ノ宮 (2008) の 250 頁に一括して整理している。
- 9) 結果論であるが、企業としては利益過大計上を狙って売上操作をしたくとも、監査が厳格であるが故に、売上操作をすることができなかつた。あるいは試みたとしても、監査の過程において発見されてしまい、操作を断念したという事情も想定できない訳ではない。その意味で大手監査法人の監査には、売上操作による不正の抑止効果があったということになる。但し、外部からは実情を窺い知ることができない。

●参考文献

- Jones, M.J.ed.(2011), *Creative Accounting, Fraud and International Accounting Scandals*, John Wiley & Sons.
- 一ノ宮士郎 (2003) 「利益操作の研究—不当な財務報告に関する考察—」『経済経営研究』Vol.23-4, 日本政策投資銀行設備投資研究所。
- 一ノ宮士郎 (2004) 「利益操作に関する日米英の比較」山地秀俊編著『アメリカ不正会計とその分析』51-88 頁, 神戸大学経済経営研究所。
- 一ノ宮士郎 (2005) 「不正な財務報告と収益認識問題」『企業会計』第 57 巻第 2 号, 110-118 頁。
- 一ノ宮士郎 (2008) 『QOE (利益の質) 分析』中央経済社。
- 一ノ宮士郎 (2016) 「我が国における不正会計の傾向と分析(1) —2004 年~2008 年における不正な財務報告」『専修マネジメント・ジャーナル』第 6 巻第 1 号, 1-14 頁。
- 一ノ宮士郎 (2017) 「我が国における不正会計の傾向と分析(2) —2009 年~2013 年における不正な財務報告」『専修マネジメント・ジャーナル』第 7 巻第 1 号, 1-13 頁。
- 一ノ宮士郎 (2018) 「粉飾決算研究の回顧と展望」『産業経理』第 78 巻第 1 号, 16-31 頁。
- 井端和男 (2016) 『最近の粉飾—その実態と発見法—』第 7 版, 税務経理協会。
- 日本公認会計士協会 (2011) 「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」会長通牒第 3 号。
- 吉見宏 (1999) 『企業不正と監査』税務経理協会。